

鳥羽市就労支援事業所通所者応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する障害福祉サービスを提供する事業所（以下「事業所」という。）への通所者の生活支援のため、鳥羽市就労支援事業所通所者応援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就労支援事業所 就労移行支援又は就労継続支援の障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。
- (2) 通所者 就労支援事業所に通所する障害者をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者は、法第19条第1項の規定に基づき本市の支給決定を受けた就労支援事業所への通所者とする。

(給付金額)

第4条 給付金額は、通所者1人につき1万円とし、予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする通所者は、鳥羽市就労支援事業所通所者応援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）を令和4年3月31日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、通所者1人につき1回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けた場合は、速やかに、その内容を審査し、給付金を交付することと決定したときは鳥羽市就労支援事業所通所者応援給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(給付金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により給付金を交付することを決定したときは、申請者の指定する金融機関の口座に当該給付金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の交付決定を受けた者があると認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により給付金の交付決定を取り消したときは、期限を定めて、当該給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

鳥羽市就労支援事業所通所者応援給付金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

鳥羽市長 様

申請者 住所

氏名

㊞

電話

次のとおり鳥羽市就労支援事業所通所者応援給付金の交付を受けたいので申請、
請求します。

対象者	住所		
	氏名		
	支給決定を受けている 障害福祉サービス	<input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型	<input type="checkbox"/> 就労継続支援B型
申請及び 請求額	円		

振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・漁協・労働金庫		
	支店名等	本店・支店・出張所		
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

様式第2号（第6条関係）

鳥羽市就労支援事業所通所者応援給付金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

鳥羽市長



令和 年 月 日付で申請のあった鳥羽市就労支援事業所通所者応援給付金について、次のとおり決定したので通知します。

対象者名	
交付決定額	円
交付条件	